

突然ですが、

## 政治団体の皆様…

政治資金収支報告書・各種届出を

**インターネット上で**  
**いつでも・簡単に提出**  
**できます。**

※国会議員関係政治団体は収支報告書のオンライン提出に努める義務があります。  
(政治資金規正法第19条の15の規定)



### MERIT ①

#### いつでも提出可能

受付時間に合わせる必要がなく、自分のタイミングで提出できます。

### MERIT ②

#### 収支報告書等作成ソフトによる事務の効率化

寄附金控除書類の簡易作成、自動計算機能やエラーチェック機能により作業を短縮できます。



### MERIT ③

#### 経費を削減し、エコに貢献

窓口までの交通費や用紙代、印刷代などの経費を削減できます。

**オンライン提出の検討を**  
**お願いします。**

システム更改に伴い

・Microsoft Windows11、Google Chromeを動作環境に追加  
・領収書等の写し等の添付書類に係る容量制限を緩和(500MBまで)  
・政治資金関係申請・届出オンラインシステムのデザインをリニューアルなどの対応を行いました。

## 収支報告書の オンライン提出

# 3STEP

## 作成 「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」で作成

「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」とは、日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書等を作成できるソフトです。

また、補助簿機能をご利用いただくことで、会計帳簿の入力が簡素化できます。

※ソフトは最新のバージョンをご利用ください。

## 申請 オンラインシステムの利用申請

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用するには、利用申請を行う必要があります。申請方法には、「マイナンバーカードによる電子申請」と「申請書による紙申請」の2つの方法があります。

## 提出 オンラインシステムで収支報告書を提出

利用申請の登録が完了すると、初回ログインに関する情報がメール及び郵送で届きます。オンラインシステムにログインし、作成した収支報告書を提出します。また、領収書等の写し及び政治資金監査報告書も併せて提出できます。

※利用申請の登録後、30日以内に初回ログインをお願いします。

※政治資金監査報告書をオンライン提出する場合は登録政治資金監査人の電子署名が必要です。

利用方法は以下のURLの「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」よりご確認ください。

 <https://kyoudou.soumu.go.jp/>

オンラインシステムやエクセルソフトの操作方法に関するお問い合わせ先

**政治資金ヘルプデスク** TEL:03-5500-7022 [受付時間 平日 9:00~17:00]

※3月末日の5営業日前~3月末日、5月末日の5営業日前~5月末日に限り、9:00~20:00

政治資金収支報告書に関するお問い合わせ先

**総務省**

TEL:03-5253-5578

または

**各都道府県選挙管理委員会**

(電話番号は各都道府県庁ホームページでご確認ください)



政治資金関係申請・届出オンラインシステム

政治資金収支報告書、各種届出をインターネット上でいつでも簡単に提出できます。

3つのメリット

- 24時間受付
- 政治資金関係申請・届出の受付時間外でも提出可能
- 紙申請に比べてコスト削減